

羽保高第844号  
平成21年6月10日

指定（介護予防）通所介護事業所 管理者 様  
指定（介護予防）通所リハビリテーション事業所 管理者 様  
指定（介護予防）認知症対応型通所介護事業所 管理者 様

羽曳野市保健福祉部保険健康室高年介護課長

### 通所事業所外で行われるサービス提供に関する取扱いについて（通知）

標記のことにつきまして、平成19年10月3日付羽保高第2534号にて通知したところですが、この間の届出状況等を踏まえ、当該取扱いについて内容の整理及び届出様式の簡素化を行い、平成21年7月1日より適用することにしましたので通知します。

#### 記

##### 1. 取扱い

（別紙）「通所事業所外で行われるサービス提供に関する取扱い」のとおり  
様式1「通所事業所外で行うレクリエーション等（年間行事）に関する届出書」  
様式2「通所事業所外で行う機能訓練に関する届出書」

羽曳野市ホームページ（介護保険事業者向け情報）

[http://www.city.habikino.osaka.jp/info/050/info\\_gigyoku.html](http://www.city.habikino.osaka.jp/info/050/info_gigyoku.html)

から様式をダウンロードして使用して下さい。

##### 2. 「通所事業所外でのサービス提供に関する取扱い」に関する資料

通所事業所外でのサービス提供に関しては、例外的な取扱いとなりますので、下記の資料（別紙）を十分に確認した上で市への届出、及びサービス提供を行っていただきますようお願いいたします。

資料1「運営等基準（解釈通知）（抄）」

資料2「通所事業所外サービス提供に関するQ & A」

本件取扱いについては、市への届出を行った場合においても、報酬算定の了解がなされるものではなく、適切なサービス提供の実施責任は事業所に所在します。よって、大阪府及び羽曳野市が行う実施指導又は実地検査において、不適切なサービス提供がある場合は、指導対象となり得ることにご留意下さい。

以上

< 担当・お問い合わせ先 >

羽曳野市保健福祉部保険健康室高年介護課  
計画・事業者支援担当 片上・中谷

072-958-1111内線1390

Fax 072-950-2536

E-mail kounenkaigo@city.habikino.osaka.